平成３０年（フ）第３０号
三重県鈴鹿市三日市１丁目１番20号　グリーングラス101、前住所三重県伊勢市宇治浦田３丁目33番11号　キャピトルヒルズⅠ　101号室
債務者　福島　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０２号
三重県四日市市大井手３丁目15番18号　スマイル101
債務者　森下　宗大
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
三重県四日市市川北１丁目６番５号
債務者　倉田　　浩
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
三重県四日市市川北１丁目６番５号
債務者　倉田　厚子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１号
三重県四日市市新浜町18番３号
債務者　中濵　信子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第３号
三重県いなべ市大安町石榑東2824番地２　オレンジタウンＡ－310、前住所三重県鈴鹿市弓削１丁目４番28号　ヴィレッジウシオ202号
債務者　坂根　智也
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第９号
三重県桑名市大字東方350番地１　ニューハイツダイソウ206号
債務者　森　　正行
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
三重県四日市市中部12番12号　四日市中部マンション505
債務者　永井　　瞬
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
大津市陽明町１番14号
債務者　辻田　雅昭
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５７号
大津市柳が崎７番１－202号
債務者　木村　広志
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０４号
滋賀県湖南市三雲2030番地64
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
滋賀県守山市伊勢町664番地　フェアーブリーズ101号
債務者　山領　秀樹
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８号
滋賀県守山市伊勢町664番地　フェアーブリーズ101号
債務者　山領真理子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２２号
滋賀県草津市大路１丁目７番１－1408号　ＴＯＷＥＲ・111
債務者　渡辺　美弘（旧姓児島・野村）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５号
大津市藤尾奥町23番３号　210号、申立時の住所大津市追分町６番３号　セジュール芝山102号
債務者　大森　章吾
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３５号
大津市南郷５丁目12番10―202号
債務者　田中　一男
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで大津地方裁判所民事部